

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和2年12月16日

情報連絡事項	頁
(1) 災害協定の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会情報連絡

令和2年12月16日

件名	災害協定の締結について
所管部課名	総合防災対策室災害対策課
内容	<p>災害協定を以下の通り締結したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 大規模水害時における一時避難施設(※1)としての使用に関する協定</p> <p>(1) 締結先 一般社団法人海外産業人材育成協会 東京研修センター 足立区千住東一丁目30番1号 館長 鈴木 保巳</p> <p>(2) 締結日 令和2年10月26日</p> <p>(3) 協定概要 ア 大規模水害時に、施設を近隣住民等が緊急かつ一時的に避難建物として利用できる。 イ 対象施設は、3階セミナールーム。</p> <p>2 大規模水害時における緊急避難建物(※2)としての使用に関する協定</p> <p>(1) 締結先 学校法人 足立学園 足立区千住旭町40番24号 理事長 初鹿野 恵太郎</p> <p>(2) 締結日 令和2年11月11日</p> <p>(3) 協定概要 ア 大規模水害時に、施設を近隣住民等が緊急かつ一時的に避難建物として利用できる。 イ 対象施設は、足立学園中学校・高等学校の3階体育館及び3階～6階の普通教室。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 「一時避難施設」※2 「緊急避難建物」</p> <p>小中学校のように、被災者等を受け入れ、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものを水害時の「緊急避難建物」と位置づけている。また、それらを有しておらず、一時的に命を守るための施設を「一時避難施設」と位置づけている。</p> </div>

	<p>3 第二次避難所施設等利用に関する協定</p> <p>(1) 施設名及び会社名 江北ひまわり園 足立区江北一丁目26番22号 社会福祉法人 あだちの里 東京都足立区竹の塚七丁目19番7号 理事長 有賀 純三</p> <p>(2) 締結日 令和2年11月16日</p> <p>(3) 協定概要 ア 施設の一部を第二次避難所として利用すること及び保有する福祉車両を利用すること。 イ 対象者は要配慮者及びその介護者。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>協定締結後は、足立区総合防災訓練への参加等を通じて、日頃から連携強化を図っていく。</p>